

第 46 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 46 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 25 年 5 月 28 日 (火)
13 時 30 分 から
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 報 告

報告第 1 号 公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針 (案) について (答申
への対応状況等について)

(説明者：財政部 川端資産管理監兼資産管理活用事務局長)

報告第 2 号 合併調整項目に係る調整状況の報告について

(説明者：企画調整課 古館課長)

(2) 審 議

ア 諮問事項

審議第 1 号 渋民公民館の指定管理者制度導入について

(説明者：教育委員会事務局 大山参事兼生涯学習課長)

イ 自主的審議事項

審議第 2 号 委員提案事項について

「渋民運動公園野球場の硬式昇格整備について」

6 その他

7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会委員名簿


任期：平成24年2月13日～平成26年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
委員	伊 香 信 子	玉山区交通安全母の会連合会 会長
委員	岩 崎 隆	元岩手県農協青年組織協議会 会長
委員	右 京 富 弥	盛岡市社会福祉協議会 副会長
委員	小 橋 弓 子	公募委員
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	桜 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由 勝	元岩手県二戸振興局農政部長
委員	竹 田 ア サ	玉山区芸術文化団体連絡会理事
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長
委員	津志田 貞 子	元市議会議員
委員	福 田 稔	新岩手農業協同組合 代表理事組合長
委員	松 坂 幸 美	渋民中学校 P T A 会長
委員	皆 川 ミエ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	村 山 美栄子	巻堀地区民生児童委員協議会 会長

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。


平成25年6月18日

議事録署名員

竹田了也 

平成25年6月18日

議事録署名員

佐々木由勝 

議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第46回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成25年5月28日（火） 13時30分から15時43分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者（33名）

委員：福田稔 委員（会長）、右京富弥 委員（副会長）
（9名） 駒井元 委員、齋藤勲 委員、桜輝夫 委員、佐々木由勝 委員、
竹田アサ 委員、津志田貞子 委員、皆川ミエ子 委員
（欠席者 伊香信子 委員、岩崎隆 委員、小橋弓子 委員、
千葉進 委員、松坂幸美 委員、村山美栄子 委員）

市側出席者：川村玉山区長、萬事務長

（24名）（財政部）川端資産管理監兼資産管理活用事務局長
壽資産管理活用事務局副主幹、佐藤資産管理活用事務局主査
（市長公室）古舘企画調整課長、吉田企画調整課副主幹兼政策調整係長
（教育委員会）大山参事兼生涯学習課長、作山生涯学習課長補佐
（市民部）谷藤スポーツ推進課長、畑澤スポーツ推進課主任
（玉山総合事務所）佐々木参事兼総務課長、村山税務住民課長兼主幹
佐藤健康福祉課長、大澤産業振興課長
泉館産業振興課主幹兼主任主査、水澤建設課長
（渋民公民館）竹田館長、本山主幹兼館長補佐
（玉山学校給食センター）北田所長
（農業委員会事務局玉山分室）畠山主幹
事務局（玉山総務課）：佐々木主任主査、吉田主査、佐藤主任
加藤主任

5 傍聴者

竹田浩久市議、高橋和夫市議
マスコミ取材1社 盛岡タイムス

○ 会議内容

1 開会

(萬事務長) それでは、ただいまから第46回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は、委員総数の半数以上で会議が成立するという規定になっておりまして、本日はちょっと少ないのですが、委員15名中9名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

2 会長あいさつ

(萬事務長) それでは、最初に福田会長からご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

(福田会長) ご苦労さまでございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

既に5月も幾日もないわけですが、皆様方には大変お忙しいところご出席を賜りました。特にもことしの春以来の天候も不順な天候が続いているわけですが、我々玉山区におきましても今の最も大事な田植えのシーズンなわけですが、時期的にかなりのおくれを来しておるというようなことが言われておるわけですが、本日の欠席の状況等を見ましても、やはり農作業等で大変忙しい時期であることで欠席が多いものと、こう思うわけですが。そういう中にありましても、大方田植えの進捗状況を見ますと、終わりを告げるような状況に相なっておるわけですが、天候が回復し、それぞれの作目においてもよしとする運びになればというような思いでございます。

非常に時期的に行事がとり行われておるわけですが、特にも日戸で開催されましたオオヤマザクラまつりにつきましては、好天に恵まれて大変盛況でございました。まさしく区民の方々、あるいは方々から多くの観光客が来ておったわけですが、大変1日が楽しみに過ごされたということでございます。

それぞれのこの4月、5月につきましては、人事等においても異動があったわけですが、我々この間におきましても新しい課長さんを迎えながら、これから取り進めるというようなことでございます。

地域協議会も46回目を迎えておるわけですが、さきの協議会につきましては申しわけございませんでしたけれども、私も欠席いたしましたわけですが、まことに申しわけなく思っておるところでございます。今こうして見ますと、世の中の経済は大変な状況に相なっておるわけですが、特にも今安倍総理が打ち出しましたTPPへの交渉参加というものが大きく日本の経済、あるいは我々産業にも大きな打撃があるというようなことでございまして、取り組み上におきましては何としてもこれを阻止しなければならないというような思いもあるわけですが、反面今の状況を見ますと、円安、株高というものは輸出産業等、あるいは輸入産業等々、このアンバランスの中でもよしとするものが非常に効果を上げておるというようなことでございますが、しかしながら今後

の状況いかんによってはおかしな方向に進むというような要素も含まれておるわけございまして、今後国の動きというものを注視していかなければならないものだなど、こういうふう思うわけございまして。

そういう中におきましても、この地域協議会におきましても、皆様方から大変なご意見等いただきながら進めておるわけございまして、今後とも皆様のご協力いただきながら、この地域協議会の進むべき道、あるいはやるべきことを現実に進めてまいりたいと、こう思っておるところでございます。

きょうの案件等につきましても、報告2件、あるいは諮問事項1件、そしてまた自主的な審議事項1件というものをこれからご審議をいただくわけございまして、皆様方のご忌憚のないご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

なおまた、私個人的なものでございますけれども、新岩手農協の総代会が25日開催されたわけございまして、総代会後の理事会あるいは役員改選ということがあったわけございまして、今まで長い間皆さんからお世話をいただいております常勤職の組合長職を退任することになりました。ついては、後任につきましては隣の町の岩手町の久保憲雄が新組合長として新岩手を指揮することになってございまして、皆様方から大変なお力添えを賜りながら今日まであったわけございまして、今後ともよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

きょうは非常に重要な案件等もあるわけございまして、皆様方から慎重にご審議をいただきながらご決定を賜りたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(萬事務長) どうもありがとうございました。

3 区長あいさつ

(萬事務長) それでは、続きまして川村玉山区長からご挨拶を申し上げます。

(川村区長) 本日はご多用の中、委員の皆様方には第46回玉山区地域協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、平成25年度も間もなく2カ月が経過しようとしておりますが、玉山区内で計画しております諸事業につきましても着実に実施されてきているところでございます。

今月12日には、1万本のオオヤマザクラが植樹されました日戸のサクラパーク姫神におきましてオオヤマザクラまつりが開催され、1,200人の来客でにぎわったところであります。当日は好天にも恵まれ、地元の皆様のご尽力のもと、盛会のうちに終了することができたところであります。

また、翌週の19日には姫神山山開きが開催され、約1,000人が登山を楽しみ、シーズン中の安全を祈願したところでございます。

4月の102回啄木忌に始まりました本年度の啄木祭も関連事業が順次開催されてきておるところであります。今週土曜日、6月1日には姫神ホールを会場に2013啄木祭が開催さ

れるところであります。ことしは、岩手にゆかりのある宗教学者、評論家としても名高い山折哲雄氏を講師にお迎えし、ご講演をいただくこととしておるところであります。委員の皆様方におかれましてもご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます次第であります。

本日は、報告事項2件、諮問事項1件、自主的審議事項1件をご協議していただくこととしております。委員の皆様方の忌憚のない意見をご期待申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

4 議事録署名員の選出

(萬事務長) それでは次に、次第の4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは福田会長さんに議長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(福田会長) それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

4番の議事録署名員の選出でございますが、当職よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、私のほうからご指名を申し上げます。

議事録署名員につきましては、佐々木由勝委員さんと竹田アサ委員さん、ご両名にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

5 議 事

(1) 報 告

(福田会長) それでは、早速でございますが、5番の議事に入ります。

きょうのこの会議につきましては、公開で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、(1)の報告第1号でございますが、公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針(案)についてご報告を申し上げます。

では、よろしくお願いいたします。

(川端資産管理監兼事務局長) 資産管理活用事務局の川端でございます。よろしくお願いいたします。

3月28日に前回の玉山地区協議会におきまして、公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針(案)を説明させていただきました。それについて答申をいただいたというふうなことでございます。その対応の状況についてご説明するということとしております。

報告1の(2)でございますが、地域協議会の意見としてございましたのは、次の意見

を付し可とすると。施設の存廃等を検討する施設評価に当たっては、設置されている地域の特性や社会条件などに十分配慮しながら評価することという附帯意見がついてございます。

対応状況でございますが、公共施設保有の最適化と長寿命化の計画の策定に当たっては、貴協議会の答申に付された意見を踏まえ、基本方針（案）のほうに記載しておりますけれども、二次評価において地理的条件、利用実態、サービスの重要性、代替手法の有無などの詳細情報を確認し、地域特性や社会条件などを十分に配慮し評価するというふうにしてございますので、対応としてはこのような対応にさせていただければと思っております。

それから、3月28日に協議会のほうに基本方針（案）を説明しました後、資料のほうになります。報告第1号の中で資料ナンバー1というふうにあると思っておりますが、市として4月1日から22日までパブリックコメントをさせていただきます。意見につきましては、基本方針（案）の意見が2名の方から2件、それからその他匿名でございましたけれども、1件、1名の方から出てございます。その中身につきましてちょっとご紹介させていただきますが、意見反映としては、その他、要望、意見、感想等という中身だと思っておりますが、ページを開きまして、意見の中身ですが、1つは盛南開発などを行い、住宅地やショッピング街を新設し、一方では住民が減り寂れる地域ができる。新たな地域がふえれば、当然そこに新たな公共施設の新設が必要となり、またその維持管理に市の財源が必要となる。住民が減った地域でも子供や住民はおり、公共施設はそのまま廃止することもままならず、表題のような問題になるのである。結論を言えば、小さなまちづくりに徹すべきであると思われるというふうな意見でございました。

2番目としては、中ノ橋にございますバスセンターの建てかえについての意見がございました。バスセンターを核として高齢者の人も若い人も子供たちもともに集える、または利用するようなまちの活性化を図る上でも将来のまちづくりモデルケースになるような新しい発想でつくられてもよいのではないのでしょうかという意見でございます。これについては、盛岡市の考えとして、ちょっと説明はいたしません。記載してございますので、後でござらんいただければと思っております。

それから、資料ナンバー2でございますが、そのほかに説明会ということで、4月4日から11日まで、うち5日間になります。中央公民館、上田公民館、西部公民館、渋民公民館、都南公民館の5館で説明会を行っております。参加者は21名、意見の件数としては10件、後ろのほうにまとめさせていただいております。別紙のほうにいきますと、意見の趣旨だけご紹介させていただきますが、1番目ですが、基本方針（案）にニーズの変化に対応したとあるが、住民のニーズをどうやって把握するのかと。

2番、地域の実情に応じた見直しをしていくのか。

3番、老朽化が著しく、市に対して修繕要望を出しているが、何年間も予算がないとの理由でずっと聞き入れられていないが、そのような施設は統廃合の対象に組み入れられてしまうのか。

それから5番、盛岡市と都南村との合併条件として南中学校区に公民館を建てるという話があった。合併から20年たっても実現できないし、公民館や地区公民館もあり、十分活用できている。建ててしまえば負の遺産になるおそれもある。新規の建設は原則しないとのことなので、徹底してほしい。

それから7番、生涯学習施設としてどの公民館の範囲にも入らない地域では、閉校した学校などを利用して公民館をつくるという考えなのか。

それから、次のページにいきますと、9番として、公共施設の運営コストは高いのではないかと。

10番では、この方針は全庁的に徹底して実行するのかなという意見がございます。

次は、資料ナンバー3でございますが、これについては3月に説明した中身でございますが、ただいまのパブリックコメント、それから地区説明会での中身については、基本方針（案）が大きく変わるような中身はないだろうと思ってございますので、これについてはこのまま（案）を取りまして、基本方針にしたいというふうに思っております。

以上でございます。

（福田会長） ありがとうございます。さきの諮問に対しまして答申をしたわけでございますが、これら等に対する市側の今後の取り組みについて、それぞれ今説明をいただいたわけでございますが、この報告に対しまして何か皆さんからさらにまたお聞きになりたい点がございましたならば、ひとつお願いいたしたいと思っておりますが、よろしいですか。

（なし）

（福田会長） それでは、なしということでございますので、報告第1号につきましては以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

それでは、続きまして報告第2号に入ります。合併調整項目に係る調整状況の報告についてをお願いいたします。

それでは、説明を願います。どうぞ、お座りになって説明してください。

（古舘課長） 企画調整課の古舘と申します。よろしく申し上げます。

合併調整項目に係る調整状況についてでございます。平成17年3月に締結しております合併協定の調整方針に基づきまして、17年度に取りまとめました事務事業の調整項目ということで昨年の6月に報告しておりますけれども、その後の状況について、1年経過しましたので、改めて報告するという内容のものでございます。

調整状況の区分でございますけれども、統合済み、それから調整中、現行どおりのほかに統合年度が固まったもの、あるいは各種計画などの策定作業が進んでいるものは統合予定ということでありますし、事業が終了したもの、あるいは団体が廃止されましたものなどをその他に区分しているものでございます。

まず、項目の1番目の事務事業調整項目の調整状況でございます。資料については、資料1、資料2に統合予定、それから調整中のものを別に用意してございます。統合済みのものが798項目、統合予定が1項目、それから調整中が5項目、現行どおりが91項目、その他が22項目ということで、全体では915項目あるわけなのですけれども、現在調整中のものが5項目ということになっております。

それから、2番目の主な公共的団体の調整状況につきましては、統合済み、統合予定、調整中、現行どおり、その他ということで、現在調整中のものが1項目ということでござ

います。

それから、3番目、附属機関等の調整状況、62機関については、現在調整中のものはないというようなことでございます。

表の括弧書きのところは、昨年度の数値でございますので、昨年度と同様の内容ということになっております。

それでは、統合予定または調整中のものについて個別に説明したいと思います。資料1をごらんいただきたいと思います。統合予定のものが昨年この2項目になっておりまして、2項目の農業農村整備事業計画については、今回統合済みということで区分の変更があったものでございます。

1番目の選挙時の事務についてでございますけれども、衆議院の小選挙区が分割選挙区になっているということでございまして、統合予定ということなのですけれども、これにつきましては全国市区選挙管理委員会連合会という組織がございまして、こちらを通じて、ことしの場合には1月24日に国に対して分割選挙区を改めるようにというようなことで要望しております。今回国会でゼロ増5減ということで選挙区の見直しが進んでおりましたけれども、今回の見直しによっては全国で92の市区町がこの分割選挙区になっている状況がありまして、これが今回のゼロ増5減の見直しで92が88の市区町の選挙区に改められるということで、少しずつ分割選挙区が少なくなっているという状況にありますけれども、盛岡市の場合にはまだこの分割選挙区ということが改善されていないという状況にあるものでございます。1月24日の要望のときには、総務大臣、それから総務省の選挙部長、それから選挙課長、そういった方々に要望を出しているという状況でございます。

それから、2つ目の農業農村整備事業計画ですけれども、これが平成14年度にスタートしている計画のようすけれども、昨年度全域を対象とした計画を策定したということで、今回統合済みとなったものでございます。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。資料2は、調整中のものでございます。1つ目の自衛隊協力会事務につきましては、旧盛岡市が盛岡市自衛隊協力会ということで、こちらのほうは法人会員となっている団体、それから玉山区のほうの自衛隊協力会は個人会員、OB会員によって構成されているということで、組織構成がそれぞれ異なっているということもございまして、統合されていないという状況が続いているものでございまして、これについても現在調整中というものでございます。

それから、項目の2番目、婦人防火クラブ・婦人消防協力隊ですけれども、これも旧盛岡市のほうの婦人防火クラブは町内会組織ということで活動しているものですが、玉山区の婦人消防協力隊のほうは消防団の支援が全体での取り組みということで、組織の形態が異なっているということで調整中というものでございます。

それから、3番目の飲料水供給施設使用料、4番目の飲料水供給施設ですが、こちらのほうは使用料の扱いを統一したいということと、それから4番目の管理形態を統合したいということですが、現在旧盛岡市では2つの施設がございまして、玉山区は7つの施設、合わせて9つの施設があります。旧盛岡市の2施設は直営で使用料を徴収するという仕組みになっておりますし、玉山区の7つの施設については指定管理者によりまして利用料金で運営しているということで、直営の方式と指定管理による方式の2つの方式があるわけなのですけれども、これを調整したいということでございますけれども、こちらの

ほうは特段住民の方からこうしてほしいという特別な要望等はないということではございますけれども、統一する方法について現在担当課で検討中ということでございます。

最後、5つ目ですけれども、自治公民館活動等の補助金でございます。こちらのほうは、玉山区が一括交付金、あるいは総合交付金という補助金の形態に対しまして、旧盛岡市が個別の事業に対する補助金ということで、補助の仕組みが異なるということでございまして、これも現在担当課で調整中でございます。

次に、資料3でございます。主な公共的団体の調整状況ということですが、表の上から2つ目の盛岡市町内会連合会、それから玉山村自治会連絡協議会について、一本化に向けて現在調整中という内容のものでございます。これにつきましては、昨年7月には統合のための検討会というようなものが開催されておりまして、現在統合に向けて協議を進めているという状況でございます。

最後、資料の4番目ですけれども、こちらのほうは附属機関等の調整状況ということで、現在調整が済んでいるものでございますので、お目通し願えればと思います。

説明は以上でございます。

(福田会長) ありがとうございます。報告第2号について説明をいただいたわけですが、この中身につきまして確認あるいは御意見、御質問等があるかと思いますので、ひとつお出しを願いたいと思います。

どうぞ。

(佐々木委員) お尋ねをしたいわけですが、前にもお尋ねをして御回答いただいた経緯がありますが、合併あるいは統合した団体が非常に多いわけですが、現実的に条件がかなり違う地域でありますので、うまくいっていない団体もこちらから見ているとあります。したがって、関係、所管する行政機関から御指導いただきながらいい形にさせていただいたらどうでしょうかという御提案を申し上げておりましたが、その辺の現実の把握と、その改善策みたいなものの状況をお知らせをいただきたいと思います。

以上です。

(福田会長) では、お願いします。

(古館課長) 前に御指摘いただきまして、企画調整課のほうに既に統合している団体にアンケート調査という形で実施しております。その結果、今もお話ありましたけれども、いまだに場所が遠くなって、なかなか活動が難しい面があるということとか、あるいは一緒になってうまくいっているというところもありまして、そこはやっぱり団体の活動の内容によってさまざまあるようでございます。その辺を私どものほうでまとめまして、それを市の担当課のほうに、団体のほうからこういうふうな状況だということで問題点が上がってきておりましたものを情報提供して、改善されるように相談に乗って、一緒に進めていただきたいということで、ちょうど2年ぐらい前だったと思いますけれども、そういうことで対応しております。その後の対応がどうなっているかということについては、ちょっとまだ状況は把握しておりませんが、そういったことで今なお課題を抱えている団体が

あるというようなことは十分承知いたしました上で、市のほうで対応していくということでございます。

(福田会長) よろしいでしょうか。そのほか。

私からちょっとお聞きしたいのですけれども、この1ページの選挙時事務(開票所)というのを今御説明いただいたわけですが、我々玉山区民ということになるわけですが、盛岡市民なわけですが。いずれこの選挙区、衆議院、県議、市議というような、市議はもちろん、それは我々もちゃんとやられるわけですが、県議とか衆議院の関係について、どうしても理解のできない、納得のできない面が合併当初からあったわけですが、いつになったらこれは見直されて、我々が本当に盛岡市民として、あるいは県議選に対しても投票するというような形のものが正規になるのかと、衆議院もそのとおりですが、なるのかといつも疑問に思っておるわけですが、依然としてこの辺が見直し、改善がされないという、非常に大事な選挙の時期になれば、必ず有権者からこういう声が出てくるわけですが、その辺やっぱりこの先なかなか見通しの立たないものなのではないでしょうか。お願いします。

(古舘課長) 直接の担当ではないので、余り詳しいことは分からないのですけれども、選挙担当から聞いた範囲でお話ししますと、今回のゼロ増5減で92の分割選挙区から88に少し改善されたということでございますけれども、今回はゼロ増5減という緊急、臨時的な制度の改正というようなこともありますが、次に改正する場合には何とかこの分割選挙区が改善されるようにというようなことで、選挙を担当している選挙管理委員会からも要望しているということで、それについては総務省の選挙部長、選挙課長に要望しているということで、そちらのほうからも、そこは改善しなければならないだろうという意識でいるということですので、これから少しずつ改善されていくものだと思いますけれども、中には今回92から88に減ったのですけれども、逆に今まで分割選挙区ではなかったところが分割されてしまったということもありますので、そこはいろいろ選挙を設計する側での事情というものもあると思います。ただし、盛岡市が分割選挙区ということになっておりますので、これからも引き続き国に対して改善を強く要望していくというふうな選挙の担当はお話ししておりましたので、そういった状況でございます。

(福田会長) わかりました。

そのほかございませんか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、報告の第2号、終わらせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、報告第2号、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 審 議

(福田会長) それでは、審議に入ります。

審議事項の審議第1号でございますが、渋民公民館の指定管理者制度導入についてを議題といたします。説明を願います。どうぞ、座ったままでやってください。

(大山参事兼課長) 生涯学習課の大山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、渋民公民館の指定管理者制度導入につきましてご説明申し上げます。初めに、これまでの経過等についてでございますが、渋民公民館はご承知のとおり渋民文化会館、渋民図書館との併設施設であり、現在建物全体の管理及び文化会館の運営は盛岡市文化振興事業団の指定管理により行われております。なお、公民館事業と図書館事業は直営で行っているところでございます。

平成21年度に定めました公民館の指定管理に関する方針におきまして、渋民公民館の指定管理者制度導入につきましては、文化会館への指定管理者制度導入の推移を見た上で再度検討することといたしました。また、渋民図書館につきましてもあわせて検討することとしたところでございます。この方針に基づきまして、平成24年度におきまして先行事例などの検証を行い、その結果を踏まえて検討し、指定管理者制度導入につきまして次のとおりの方針といたしました。

2の(1)をごらんいただきます。渋民公民館につきましては、平成26年度から管理運営を指定管理者に行わせることとし、管理運営の効率性を考慮し、指定管理者は文化振興事業団にいたしたいと考えております。また、渋民図書館につきましては、図書館法に基づき館長を配置した上で直営による管理運営を継続してまいりたいと考えております。

この方針の理由といたしましては、先行事例の検証結果により文化会館併設館につきましては、文化会館と公民館を一体的に管理することによりメリットが大きいこと、また中央公民館等の指導により公民館事業の水準を維持できると判断できたことによります。

具体的な検証結果につきましては、②に先行事例であります河南公民館及び都南公民館について、また③には渋民文化会館について記載してございます。いずれも制度導入の効果があらわれており、市民サービスや事業実施において良好な結果を得ているものと存じております。

最後に、今後の予定についてでございますが、平成26年4月1日から指定管理者による管理運営を行うこととし、諸所の事務手続を今後取り進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(福田会長) 諮問事項の内容について、今説明をいただいたわけでございますが、これから審議に入ります。皆さんからのご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

(駒井委員) 今のご説明の中で、文化会館併設館については一体化することによって大きなメリットがあるというご説明でしたけれども、具体的にはどういう部分でのメリットでしょうか。

(福田会長) お願いします。

(大山参事兼課長) 文化会館併設館につきましては、文化会館におきまして幅広い舞台等を行いました事業等も行うというようなこともございまして、集客的にも大きな部分がある事業が展開できると。その中で、また公民館といたしましては人的な部分で全体をやることによりまして、メリットとしてはコスト削減の部分があると考えてございます。実際に先行事例でございまして河南公民館、都南公民館のほうのコストの削減状況につきまして調べましたところ、21年度と23年度の比較におきましては、河南公民館で627万円ほど、それから都南公民館では1,640万円ほどのコスト的な部分の削減が図られているという形になってございまして、その中で事業の展開、文化会館と公民館の利用や運営状況につきましてのお声をいただきましたところは、特に支障がある状況にはないという結果が得られているということでございます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(駒井委員) ありがとうございます。経費の問題で非常に節約できてよかったという部分は、利用者には余り見えない部分ですけども、それは非常にいいことだと思います。

前段にありました一体化することによって事業を幅広く展開できるというお話がありましたけれども、現行でできなくて、事業団に委託することによって幅広くできるようになるという根拠はどういうところなのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼課長) 例えばでございますけれども、文化会館の場合はやはりホール等がございますので、例えば演劇関係の部分を事業として展開したり、あるいは音響、照明もございまして、あるいはその企画をする部分におきましてもそういった文化会館ならではのものを、逆に公民館の事業の中でも一部展開できるということもございまして、一体的にやりまして、社会教育的な部分で公民館事業、それから文化会館の事業を生かしたような事業展開ということでの一体的な管理運営でメリットがあるという点でございます。

(福田会長) よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(駒井委員) そのとおりになれば非常にいいことだなと思いますけれども、ただすんなり、今聞いていて、何で今までそれができなかったのかなと。特に渋民の場合は、文化会館と公民館は兼務で職員が入っていたわけですから、体制的には別にやろうと思えばできたのだ

ろうし。実際今おっしゃったとおり事業展開が広く行われるようになれば、利用者にとっては非常にいいことだなと思います。

(福田会長) よろしいですか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 都南というのは、これは例の会館も一緒にやっているということ。

(大山参事兼課長) キャラホール。

(佐々木委員) キャラホールと一緒に。それから、河南は。

(大山参事兼課長) 河南は、盛岡劇場。

(佐々木委員) 盛岡劇場と一緒にしているのか。

(大山参事兼課長) はい。

(佐々木委員) そこで、お役人さんだから調べていると思うのですが、社会教育法だっけ、公民館法だっけ、それで営利を目的とする施設との合体した指定管理ということになるのですよね。公民館は営利を目的としてはいけないけれども、文化会館は当然営利を目的としてやるわけです。その辺あたりの法律的な並びについてはどうなのかということ。

それから、職員について、公民館の場合には教育長が推薦をして、教育委員会が任命をすると書いてあると思うのです。指定管理はその法律に合うか。これは、後で新しい法律ができてあるかもわからないけれども、我々が知っている範囲では、職員の配置については、館長以下そういったこと、あるいは公民館の場合には運営委員会なるものを設置をして、いろんな地域住民にプラスになるような公民館活動をするようにといったような運営委員会の設置が可能だと、こうなっていると思うのです。その辺の絡みからいって、文化振興事業団も役所の天下りだから、ほぼ役人と一緒だから、同じだと言えばそのとおりでございますけれども、やっぱり決まり、規則上本当にいいのかどうか。まず、これをひとつ確認をしたいと思います。

(福田会長) では、お願いします。

(大山参事兼課長) お答えいたします。

今現在も、先ほど申しましたキャラホールと都南公民館、それから盛岡劇場と河南公民館ということで、公民館と文化会館が一体的な形で指定管理をされているわけでございますけれども、今お話のとおり文化会館につきましては営利の部分の目的での使用が可能であると、公民館については宗教とか営利目的の部分については使用許可をしないということがございまして、建物の部屋の部分でそのすみ分けはできております。ですから、料

金上の部分につきましては、公民館の部分については公民館の使用料金決まっておりますし、文化会館は文化会館の部屋としての料金が決まっております、その中では例えば営利の場合は少し高目とかいうようなことが決まっておりますので、その部分につきましては、部屋によって、公民館施設と文化会館施設とで取り扱いが違っているということになりますので、ここは明確に部屋によって分かれているということになります。

それから、人事の関係でございますけれども、法で一応うたわれておりますのは、館長につきましては公民館運営審議会のほうでの了承を得ると、必要だということになりますので、その手続は当然必要になってまいります。ですから、指定管理者のほうでこの館長と推薦をいただいた場合には、その部分について公民館運営審議会のほうで承認を得るという手続が必要になります。

失礼いたしました。私の認識は改正前のお話のようで、平成13年に法改正がございまして、今現在は館長を含め、人事につきましては一切公運審の了承は必要ないという改定をされているようでございます。失礼いたしました。

それから、公民館運営審議会でございますけれども、こちらにつきましては今現在盛岡市として1つの公民館運営審議会を組織してございます。こちらのほうで中央公民館を初め全ての公民館の計画、それから実績につきましては、あるいは課題につきましては審議いただいておりますので、当然指定管理になりましてもこちらのほうの公民館運営審議会のほうで内容等についてはチェック、確認をさせていただくという手続になります。

以上でございます。

(福田会長) はい。

(佐々木委員) こちらのほうでも運営委員会があるということね。渋民公民館にも運営審議会というのが設置されているということですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼課長) 公民館運営審議会につきましては、盛岡市の公民館運営審議会になりますので、全館の部分について審議をする運営審議会になりますので、中央公民館も、それから上田地区館、それから今現在の指定管理になっております都南、河南につきましても、同じ運営審議会の中で全てが盛岡市としての社会教育の部分をご審議いただくという中身になります。

以上です。

(福田会長) よろしいですか。はい、どうぞ。

(佐々木委員) わかりました。法律的、決まり的にはクリアしていると。

それで、指定管理者制度について、コミュニティー、各自治会、各町内会のコミュニティー施設については随契で大方自治会とか地域住民の団体に非公開でやることができるというふうに決まりましたよね。渋民地区の公民館は大きな公民館になりますし、玉山区に

4つあるわけですが、地域ごとの集落の公民館とは違うわけですが、この地域の活動をうまくやるのに、天下の文化振興事業団が来て、渋民なら渋民、好摩なら好摩の公民館活動が本当にできるのかどうか。うたわれている社会教育法に従ったいろんな事業をやり、地域活動をどうしますとうたわれてありますよね。それできますか。できるなら、課長責任持って言えるなら、ぜひ言ってください。私はできないと思うのです。特に今総合事務所から職員を派遣してもらって、館長は退職した人、現職の方も1人派遣をいただいております。彼らには、当然公民館活動もそのとおりでありますけれども、自治会協議会の事務局だとか、さまざまなご指導、お世話をいただいているわけです。そうすると、まさに文化会館並みの地域公民館になってしまうわけです。ここには姫神ホールがあるから、セットでやったほうが、受けるほうは委託料上がるわけです。やるほうは楽なのです。キャパシティがふえますから。調整してうまくやれば、利益はないでしょうけれども、運営は楽になるのですが、地域住民のサービスからいったら、私は落ちると思うのです。コスト削減というのは、サービスを落とすことなのです。今の公民館の場合は、今の職員派遣が当然なくなるわけですし、まさに公民館の管理、運営のコスト低減に主眼を置いているわけですから、地域住民が今までいろいろお世話をいただいた地域公民館としての流れは、きっと落ちるだろうというふうに思います。したがって、2つの例は、これは旧盛岡の分ですよ。ぜひ旧盛岡全部やった後に、玉山区まだあと3年ありますよ、特別区が。何でこの先に持ってくるのかと。たまたま文化会館があったからだと思うのですが、公民館だけを見ていただきたいのです、我々とすれば、地域公民館というもの、各地区、この場合13の自治会の集まりをこの地域公民館でおまとめをいただいているわけですが、そういう活動がほぼできなくなると。したがって、先走って玉山区ではなくて、盛岡300の自治会が全部やった後に来るぐらいのご配慮をいただければ幸いです、今の提案には私は反対でございます。

以上です。

(福田会長) よろしいですか。はい、どうぞ。

(大山参事兼課長) 今お話ございました地域の特性というのは、確かにあるわけでございます。

それから、事務局的部分ということで、お手伝いをさせていただいているという部分もあることは伺っております。

ただ、先例の事例であります河南と都南というのは、確かに町場にあるというお話はございましたけれども、その中でも町内会がそのとおり数多くございます。旧盛岡市内につきましては大規模館な配置になっておりますので、特にそのエリアとする部分は非常に範囲が広いという中で、都南公民館と河南公民館、決して同じ活動をしているわけではございません。都南公民館のほうは、旧都南の部分での町内会のおのおのの活動の部分、そういった部分の特色を把握した上で、各自治会との連携を深めてやっていられると。それから、河南につきましてもそのとおり劇場中心の部分にはなりますけれども、そういった部分での鉾屋町なり、あるいはそのかいわいの方々の昔ながらのまちづくりの部分についても一緒に連携をしながらやっているという形で、その特徴を生かした形での公民館活動はやられているというふうに存じております。

ですから、こちらのほうにつきましても、文化会館併設だからというだけかというお話はございましたけれども、あわせる形で、公民館の活動につきましても各自治会の方々、町内会の方々、自治公民館あるわけですので、そういった部分の活動も当然今後もお手伝いはさせていただく形になりますし、おのおの持たれている活動、あるいはまちづくり、そういった部分にも当然連携をさせていただく、あるいはお手伝いをさせていただくという部分は出てくるものというふうに存じておりますので、これが直営から、あるいは指定管理に変わったから、市の職員は派遣されないわけですけども、それに見合うような体制は必ず組んでいただいて、特に民間的なフレキシブルな対応をとれるような形での運営をしていただきたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

佐々木委員さん、ご理解はできませんでしょうか。

(佐々木委員) 課長さんの話はそのとおり。河南も私よく知っています。河南の町内会の活動も。都南の活動も、よく会長さん方に聞いております。やはり、事務局をどこにどう置いてどう動くかというのは、地域協働の中ではとても大事なのです。

我々は、今渋民地区の地域協働、まちづくりが、自治会連絡協議会が事業主体で今スタートして、昨年計画ができて、今度実施事業に入ってくるところなのです。これが渋民公民館の職員の皆様方の事務的なご援助をいただきながら進めている中で、ここで来年4月1日から事業団に管理を任せますよとなると、ほとんどストップになります。ですから、都南の場合には、都南地区はまだまちづくりやっていませんし、河南はもっと狭い、八幡と岩山の下部分の八幡町かいわいの部分は、老人児童館の事務方がちゃんといっているのですよ、この公民館がなくなっても。うちの場合は、児童館の職員がほとんどできない状況なので、公民館の職員の皆様方のお力をかりていると。それをなくされると、まず1つはこのまちづくりの事業ができなくなると。したがって、これは5年ぐらいで事業が終わるとは思いますけれども、盛岡市内にも大きな地区の公民館はたくさんありますよ、この2地区だけではなくて。そっちをまずやってみてください。その上で課題が出ますから。そうしたら、一回り30キロ、40キロかかる地域と、自転車で15分で回る河南地区の町内会との地域事情が同じという論理にはならないので、私は将来もうだめだとは言っていないよ。今玉山特別区のとときに、旧市に先走って公民館の指定管理者制度というのは合わない、時期が早いというふうに、やることについては十分理解は持ちますけれども、渋民公民館について指定管理者制度を導入するということについては、まだ時期的には早いし、地域住民とすれば非常に困るというふうにしての発言をしているわけでありまして。言っていることはよくわかりますけれども。ですから、もう少し文化会館と併設しない地区公民館、市内にも何十とあるわけですから、そっちの指定管理を先に進めてはどうですか。それがいいというのであれば。その上で、玉山区に4つあるのです。これを受けたら、きっと次は好摩です。次は巻堀です。そして、玉山にいきます。非常に困るのです、これは。地域まちづくりだけではなくて、地域をまとめていく、今盛岡市と合併して右往左往している時代に、文化振興事業団の川村専務がおいでになってわかっていると言ったって、専務来るわ

けではないですから。何とか時期をずらして、先送りをしていただいたの指定管理者制度にさせていただくようお願いをしたいというものであります。

以上です。

(福田会長) 佐々木委員さんのお考え、ご意見は、今出されたとおりでございますが、そのほかにごございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(津志田委員) 課長さんの説明も十分理解できましたが、やはり佐々木委員もおっしゃったように、私たちは地域に密着した公民館でありたいと願っているのです。そこで、中央型の管理だけでなく、やはり今後は地域の皆さんが理解して使用できるような、そして地域の各種団体の方たちが運営委員会の委員となって運営していただければいいのかなという思いがいたしておりますので、そこを十分ご理解いただきながら、玉山区のよさをやっていただきたいと私は要望いたします。

(福田会長) そのほかございませんか。

今の要望に対しましてはいかがでしょう。

(大山参事兼課長) 今地域理解をということで、運営審議会のような部分をということでございますけれども、それは館の独自の中で、例えば協力会とってはなんですけれども、そういった部分でのものについては任意に設置することは、それは当然できるものであるというふうに思います。利用団体の方々、あるいは地域の方々のほうで組織して、公民館運営審議会という立ち位置ではないかもしれませんが、そういったものについては設置した上でご意見を聞いたりすることは、当然可能かというふうに思っておりますので、そういった面では設けた上でのご意見を聞くということができるかと思っております。

以上です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(齋藤委員) この指定管理、今はたまたま渋民だけですが、これは今佐々木委員も言いましたように、好摩なんかにも次は来るでしょうか。

それと、当然ながら公民館ですから、指定管理というのは私は当然だと思います。それで、今地域協働も出ましたが、私たちの地区は一切公民館にはお願いしていません。全部地元だけでやっています。だから、そういう面では余り……大丈夫ではないかとは思っています。

それで、例えば指定管理の人が、地元の人になるか、誰かはわかりませんが、多分盛岡なんかでもかなり公民館が中心になってやってくれているようです。ですから、そんなに心配することはないかと思いますが、ただたまたま渋民地区は公民館さんが渋民地区の地域協働の事務局をお願いしてやっている経緯がありますので、私たちはちょっと事情が違うとは思いますが、私はそんなに支障はないかなと思います。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。
そのほかございませんか。

(大山参事兼課長) 今の検討の件はよろしいでしょうか。

他の地区館のお話が出ましたけれども、基本的に今回の検討の部分では、文化会館併設館ということでの部分でございますので、他の部分についてはその延長線上にということでは決してございません。ですから、冒頭にお話ししましたとおり、方針の中でいずれ検証しながら検討するといった対象が渋民公民館、要は文化会館併設館の公民館ということでしたので、これはこの部分を検討させていただいたということです。

(福田会長) 今のお話を聞いておりますと、要するに渋民文化会館との併設施設として渋民公民館というものを指定管理者制度を導入していくというような話のようですから、地区においての地区の公民館についてはそういうことはあり得ないよと、こういうふうに理解していいわけですね。
はい、どうぞ。

(右京委員) 渋民公民館とあわせて、今玉山区の例として、地区公民館も何館かあって、そちらのほうの話題も、話題というよりも実態を含めた考え方なども出ておるわけでありまして、皆さんそれぞれ心配なさるのは、既にお話も出ておりますように、公民館活動、その中と申しまししょうか、地区の活動の中で地域づくり活動、地域活性化の事業等々とのつながりの中で、民間、自主的活動の中で、やはり何らかの行政機関の支援がどうしても欲しくなると、そういう部分の心配、あるいはその要望が強く出たり、そういうのが実態としてあるわけでありまして、まず1つ伺いたいのは、渋民公民館については文化会館とのかかわりの中で今提案されている、諮問されているようなことなので、まずその中身は説明いただいてわかってはきましたが、それ以外の玉山区の中にあるような地区公民館、これもそれぞれのエリアがあって、地区のさまざまな活動とのつながりが実はあるのです。深いつながりのところと、巻堀さんのように、現在はそれほど深くはないけれども、ただこれも捉えよう、あるいは取り組みようでは深まる可能性もあるわけでありまして、ですから、公民館の活動の中で、どのくらい今後かかわりが出てくるか。みんなそれぞれ考えながら過ごしているわけですが、今地区公民館のほうについては特に指定管理者制度は考えていないということですが、将来に向かってこれらの地区の実態にそういう公民館、地区館含めた、行政機関がどういう形で取り組みを当面していくかということについての議論、行政当局のほうの内部での議論はないものでしょうか。もしその中で玉山区の3つぐらいある地区館の今後の方向性について、ある程度議論あるのであれば、ひとつ示してほしいなというように思います。参考のために。

(福田会長) お願いします。

(大山参事兼課長) 今お話にありました好摩、玉山、藪川の公民館、こちらのほうにつきまし

ては、旧盛岡のほうでも飯岡の公民館、それから乙部の公民館というものが合築施設になっております。出張所を併設している公民館という形になってございますので、こちらのほうにつきましてはそういった機能がございまして、その部分につきましては今現在そのとおり直営という形になっておりますので、直営で一体的な部分をやったほうが逆にこちらのほうは効率的であるというようなことで、その方針の中ではこういった5館につきましては現在の出張所機能をあわせ持つ施設の特性を生かしてということで、直営でそのままという形の結論に今現在なっているところでございます。

以上です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木委員) 直営をお願いをしているわけですが、図書館は、これも図書館法という法律があって、今の現状では指定管理ができないので、図書館はそのままやりますよと。公民館も、本当は国の補助事業入っているのではないですか、この渋民公民館は。国の補助事業だとか、県の補助事業入っているでしょう。入っているとすれば、これ国との協議もしなければならぬし、いろんな決まりがあるので、課長さんのところでは調査した上でいけるという判断をしていると思いますが、余りにも、文化事業団が姫神ホールをやって何千万円もらっているかわかりませんが、公民館までやれば効率的に運営できるよというほうにばかり目が向いているのではないかという感じがするのです。ですから、国、県の補助金が入っているとすれば、大手を振ってどうぞおやりなさいと言っているのか、地域住民に合うような公民館にするほうが望ましいと言っているのか、ちょっとその辺の情報があつたら教えてください。

(福田会長) お願いします。

(大山参事兼課長) 今施設建設の補助金のお話が出ましたけれども、管理運営が指定管理者制度にかかわるということでございますけれども、基本的には設置は盛岡市ということになりますので、補助を受けた施設で、公民館として使っていくということには何ら変更はございませんので、その部分で補助金を返さなければならないとか、決してこれ払い下げるとか、譲渡するということではございませんので、そういった部分につきましては何ら影響が出るという形ではないというふうに認識しております。

(佐々木委員) その条項の中に、地域住民が反対なのにやってもいいと書いてあるか。地域住民が使いやすい公民館でなければいけないのではないの、違う。

(大山参事兼課長) 施設の利用の部分でのことで……

(佐々木委員) 公民館の利用条件とか、公民館事業とかと書いてあるでしょう、5項目ぐらい。それがきつとできないと思うのです、指定管理者にした場合に。民間ですからね。だから、コスト低減上、確かにいいとは思いますが、公民館というのは、何回も言うよう

に今合併をして、我々が盛岡市民として地域づくりをやっているとき、渋民以外はどうでもいいとおっしゃっているけれども、特に渋民については自治会連絡協議会が事業主体でまちづくりもやっているわけです。その事業主体が市から派遣されている職員の皆様方、その中にも本庁から来ていただいてやっているわけですがけれども、事業団、指定管理者であれば、こっちはできないだろうという予測の上で申し上げているのです。

(福田会長) よろしいでしょうか、どうぞ。

(大山参事兼課長) 今お話がございました法的な部分で、その管理運営の形態とか、あるいは当然のこととして市民の方々のお声というものは、そこは加味しなければならないと思いますけれども、法の文言とすればそういったものが規定された形の中身にはなっていないというふうには存じております。

(佐々木委員) 特に決まり上は指定管理にしても問題はないよということね。

(大山参事兼課長) はい。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

(駒井委員) もう一度、再度繰り返すこととなりますけれども、統一して運営することでメリット、いわゆる経費の部分が大幅になると、それは私は本当にいいと思います。ただ、その浮いた経費を何に使うかという部分が大切なのであって、先ほどの説明あったように、事業を今よりも大きく展開できるという、そういうのであれば、やはり利用者にとっても非常にいいことなわけです。事業団として、今まで3館運営しながら、マリオスでは総合的なものをいろいろやる、それから都南にすれば、やはりジャズとか、それからあとはマリオスと連動したオペラ講座とか、そういうのをやってきているわけです。どちらかというと、事業団になってから玉山というのは民謡と落語に集約されてきて、あとは自衛隊関係の吹奏楽と。合併する前、いろいろな演目のものを持ってきたときと比べると、非常に限られた事業しか今はやっていないわけです。でも、やっぱり採算ベースを考えると、どうしても600席というキャパがあって、いいものと呼んでくると採算が合わないというような位置づけになりがちなわけです。それを事業団が全体の中の経営の中で、多少渋民は赤になったとしても、玉山のほうでもこういう大きな演目をやってみようとか、そういうように、今おっしゃったように今までできなかった部分もできるというのであれば、それはやっぱり大きく事業展開したという意味で非常にいいことだなと私は思います。そういうものが可能であれば。だから、先ほども言ったように、本当に今までやったものよりも多くの事業を展開できるのであれば、私はいいことだと思います。

もう一つ、文化会館と公民館、2つの性質の建物があるのですがけれども、公民館だから非常に縛られて、利用者が困っているのに、時間の制限がすごくあったわけです。例えば朝早く行って、その日のイベントの準備をしたいといっても、調理室には入ってはいけませんとかという準備が、事前の仕込みなんかができなかったと。その辺が文化会館と一体

になることによって時間の融通性がきいて、公民館のほうにも今まで以上に時間が利用できるようになっていくのであれば、これは利用者にとっても非常にメリットのあることだと思います。そういうもの、事業の展開が拡大されるということと、それから公民館の利用が今まで以上に制限が緩くなって利用しやすくなっていくと、そういうものが担保されるのであれば、私はいいと思います。

(福田会長) ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

心配される場所は、公民館というのはやっぱり地域の施設ということ、あるいはいろんな面において、特に今我々が取り組んでおります地域まちづくり等についても公民館から指導も結構あるわけですが、もしもこれが管理者制度を導入することによってのその辺の住民に対するサービス、あるいは先ほど来お話しになるわけですが、時間的な制限によって、ここでも利用できませんよというようなことが多分に出る可能性もあるわけですが、そういう面はやはり住民本位でこの運営上に当たっていただくというようなことは非常に大事ななど、こう思うわけですが。

いずれ今ぼんと出て、ぼんといいですよ、わかりましたよということの回答では、なかなか我々としても納得できない面も出てくるわけですので、今多くの意見も出されました。これを導入する段階においては、やっぱり地域のよりどころということ、あるいはそういう面においての多くの指導をいただくというような面もあるわけですので、その辺を十分に理解をいただいて、この導入に際しては住民の声を十分に反映させるというようなことをお願いを申し上げたいわけですが。そういう面で、委員の皆さんもその辺を十分に心配をしながら今のお話を聞いておるわけですので、この辺は十分に反映されるようにお願いをしたいと、こう思うわけですが、その辺で皆さん、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(竹田委員) 姫神ホールは駐車場がただだということで、河南とかマリオスと違って、とにかく車がただで置けるということなので、渋民の文化ホールでなければできないようなのを一つ、さっき駒井委員が言ったように、必ず何か来れば渋民でやるのだというようなことをやっていただきたいのですけれども、とにかく今車社会ですので、駐車場がただということは魅力的なことではないかなと思いますけれども。よろしくお願いたします。

それから、各出張所に公民館も兼ねてあるのですけれども、住民の窓口をやっているわけですね、今。その点は、直営ということになりますよね。いろいろ交付しているわけですが、そこら辺は全然関係ないわけですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼課長) 先ほどご説明しましたけれども、そういった形で公民館と、それから出張所が併設されている施設というのが今現在5館ほどございます。そちらにつきましては、やはり出張所という機能がそのままございますので、そこは逆に一体的に直営でやられたほうがいいのかということで考えておりますということのお話を先ほどさせていただきました

た。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

佐々木委員さんもいろいろとご意見をいただきました。今それに対する市側からもいろいろと回答もいただいたわけですが、皆様のご意見を十分に中身に反映していただくというようなこの条件の中で結論を出したいと思うのですが、いかがでございましょうか。やっぱり住民に不安を与えないような、そして活動面においても支障を来さないような、そういう面を必ず守っていただくというようなことの中身で、この諮問について回答をいたしたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 指定管理をする団体は、事業団にもう決まっているわけですが、そこで公民館活動に見合う人員配置みたいなものというのは、指定管理者を受けるときの条件なんかというのはあるのですか。例えば地域住民の世話役をよくやるとか、会場なり料理する教室の管理だとか、電気消したり、守衛がいたりという管理だけではなくて、まさに教育部門なわけですよ、社会教育の世界なわけですよ。それができるような人員配置をして幾らですよというような指定管理の条件というのか、受託条件、あるいはこれ契約するでしょう。契約条件に例えば住民地区の、あるいは玉山区全体の立地条件に見合う社会教育の世話役としての人員配置とか、あるいは資質のある職員を配置するとか、そういう条件提示みたいなものはできるのですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼課長) 人員配置につきましては、基本的なところでは今現在のものがベースになってくるのだろうと。今現在市のほうで派遣している職員。実は、館の運営が少しでも円滑に、要は地域の住民の方が行って、文化会館の職員であろうと、公民館の職員であろうと、同じ一体な対応ができるようにということで、今併任というちょっと変則的なやり方をしているわけですが、その部分をまず全て事業団のほうで職員配置してもらおうということが基本になってまいりますので、ベースは今現在の職員がベースになってくるのだろうと。ただ、この中で、例えば配置の部分で、もっと8時間フルという形ではなくて、時間数からいけばちょっと割るような形でやったほうがむらなく対応ができるとか、そういった部分はそれこそ民間ならではのフレキシブルな対応ということが出てまいりますので、人的な分、あるいは時間数の分については現在のものをベースに、条件にしたいなというふうには思っております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木委員) 会長も困るわけなので、館長については市役所職員のOBを今までどおり使ってもらおうと。それから、主幹クラスなり、副主幹クラスの今レベルの職員配置をして、地域の公民館の役割をきちっとやるというような条件付きの指定管理者をとってもらおうので

あれば、さっき駒井委員も言うように、コスト低減については、これは市民みんなが行政のコストを下げることについては賛成なわけだから、今の職員配置なり、今の流れで我々が地域づくりをやっていく中で必要な部分の条件は付して、指定管理者に対して契約条件を結ぶのだということが、課長がわかった、やりましょうというのであれば、この場で賛成だし、できないとすれば継続審議で、次回にお持ちいただいて、上のほうと相談をした上で決めていただいてもいいのではないのでしょうか。

以上です。

(福田会長) 今こういうご意見も出たわけでございますが、十分これを満たすということの確約ができれば、おのずとこの諮問事項については回答できるということでございますが、はい、どうぞ。

(大山参事兼課長) お答えいたします。

了承いただいた場合には、仕様書という形でこれからつくっていったって、基本的には文化振興事業団が一体的にやったほうがという線でございますので、こういった部分の仕様書を作成していくわけですけれども、その中で事務局の部分がどの程度という部分については、資料をある程度いただいておりますけれども、その具体的な部分がどういったお手伝いの仕方をしているのかというのがちょっとありまして、それが純粹と言ってはなんですけれども、今現在も公務としてやらなければならない部分かどうかという判断は出てくるかもしれません。事細かに仕様書の中にうたうことはできませんけれども、やはり現在の部分は踏襲を基本としながらも、ただ地元のほうとのすみ分けの部分が若干出てくる可能性はございますけれども、そういった部分では協力はできるような形にはしたいものの、全てそのままという形には、ちょっとはっきりとは言えませんけれども、仕様書の中でうたえる部分についてはうたっていきたいなというふうなお答えしかできません。申しわけございません。

(福田会長) ということなわけでございますが、ご理解をいただけるでしょうか。そうでなければ、再度協議するということになるわけでございますが。

(佐々木委員) これ再度のほうがいいのではないですか。持ち帰っていただいて、部長なり副市長と相談した上でやってもらわないと。やってしまうと、もう決まりですから。決まりを決めるものですから。最後なのです、これ。文化会館併設の公民館、洪民地区が。ほかは全部やってしまったというのでしょうか。盛岡劇場も都南も。だから、玉山と都南をセットであれば、玉山のほうではこういった事情だよということで持ち帰って検討していただいて、次回仕様書を出していただいて、きょうの要望入った仕様書、この仕様書で契約を結びますよというぐらいの仕様書の案ぐらいは示してもらって、その時点で承認していく。時間的には余り問題ないよね、自治体経営の指定管理部会とすれば。

(大山参事兼課長) ちょっとそちらのほうのスケジュールは、我々のほうでは……

(佐々木委員) これ議会にかかるのだけか。

(大山参事兼課長) かかります。指定管理者が決まる段階では議会にはかかりますけれども、これ自体とすれば特には。

(佐々木委員) 6月議会というわけではないよな。

(福田会長) 本来ならば、この諮問案を即答申できればいいわけですが、委員の皆さんにも100%ご理解をいただいた上で答申するのが本来かと思えます。したがって、まだ何点かの疑問点もあるようでございますので、再度この協議をするということで、本日はこれを次回に持ち越すということで保留をいたしたいと、こう思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) では、そういうことで、審議第1号については、本日は保留といたしたいと思えますので、次回再協議いたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、自主的審議事項に入ります。審議第2号でございますが、委員提案事項についてこれからご審議を賜りたいと思えます。洪民運動公園野球場の硬式昇格整備についてということで、前回皆さんから大変ご協議を賜ったわけですが、本日はさらに具体的に市当局のほうからご説明をいただきながらご協議を賜りたいと、こう思えますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、説明のほうお願いいたします。座ったままでよろしいです。どうぞ。

(谷藤課長) 市民部スポーツ推進課長の谷藤と申します。よろしく願いいたします。

お配りした資料によりご説明させていただきます。まず、新市建設計画における洪民運動公園整備事業の位置づけでございますが、未来を築く心豊かな人材の育成の項目の中に、生涯スポーツの振興という項目がございます。この項目につきましては、生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツレクリエーション施設の充実に努めるとともに、指導者の育成や多彩なプログラムの提供など、スポーツに親しむ機会の充実に努めることを目指しております。具体的な主要事業につきましては、生涯スポーツ推進事業、生涯スポーツ施設整備事業、社会教育施設整備事業、運動公園整備事業が挙げられております。このうち生涯スポーツ推進事業につきましては、啄木の里ふれあいマラソンを始めとするスポーツイベントや各種スポーツ教室など、市と村が続けてきておりました事業を発展しながら継続して実施していくというものでございます。

続きまして、生涯スポーツ施設整備事業につきましては、平成28年度に予定されております国民体育大会に備えまして、繫地区の多目的グラウンド、アイスアリーナの改修、通年型スケートリンクの整備、太田テニスコートの上屋整備を計画しているものでございます。この件につきましては、昨年11月に開催されました第43回玉山区地域協議会においてご賛同いただいたことについて改めて感謝申し上げます。おかげさまをもちまして、準備

は順調に進捗しているところでございます。

続きまして、社会教育施設整備事業につきましては、これは好摩体育館の整備事業でございます。地域の皆様のご理解を賜りつつ、平成24年7月24日に供用を開始したところでございます。ただし、駐車場を含む外構工事につきましては、震災復興需要の影響により入札不調が3回ほど続いておまして、まだ着工できずにおりますことから、ご迷惑をおかけしている状況でございます。

さて、最後の項目でございますが、運動公園整備事業と記載されておりますのが洪民運動公園整備事業でございます。洪民運動公園は、地域に密着した施設でございますことから、地域の皆様のご意見を頂戴しながら整備を進めてまいりたいと考えており、地元市議会議員の皆様、洪民地区の自治会長の皆様、利用団体の皆様をお招きし、意見交換会を開催してまいりました。

資料の2、洪民運動公園整備事業に係る意見交換会開催状況をごらんいただきたいと存じます。これまで皆様方と3度の意見交換を行ってまいりました。1回目は、平成24年1月に開催いたしました。新市建設計画における運動公園整備事業の位置づけや洪民運動公園の現状、新市建設計画の検討段階で4億円とした経緯があったことについてご説明した上で、要望、意見を頂戴いたしました。2回目は、平成24年6月に開催いたしまして、さらにご意見、ご要望を頂戴いたしました。3回目は、平成24年10月に開催いたしまして、1回目と2回目で頂戴いたしました意見に基づく費用の概算をお示しした上で、ご意見を頂戴したところでございます。

これら3回の意見交換会で出された主な意見は、別紙1のとおりでございます。なお、第3回目の意見交換会では、当方からお示しした資料をもとにご意見を頂戴しておりますことから、わかりやすくするため当日と同じ資料といたしまして、別紙2、3、4を添付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

別紙1をごらんいただきたいと存じます。主な施設の整備要望といたしましては、陸上競技場につきましては照明設備の設置、人工芝整備、駐車場の拡張、支障物の撤去等がございます。体育館につきましては、音響の改修、備品の更新等がございます。その中で、野球場につきましては14番、19番にございますとおあり、夜間照明及び高校野球ができるような球場を整備してはどうかというご意見をいただいております。この件につきまして確認したところ、玉山村におきましては具体的な計画は存在していないと伺っております。

続いて、盛岡市のスポーツ施設の整備計画について申し上げます。資料の4番、盛岡市スポーツ推進計画、これは平成25年3月に策定したものでございますが、ごらんいただきたいと存じます。このうち、スポーツをする環境づくりの中に今般の件に関係する部分がございますので、ご説明させていただきます。スポーツをする環境づくりの中にスポーツ施設の整備充実がございますが、施策3、市営野球場の整備という項目がございます。現在東新庄にございます市営球場ですが、昭和13年に設置された施設でございます。著しく老朽化が進んでおりますことから、都南村との合併建設計画の中に都南東部地区を適地として新市営野球場の建設計画が盛り込まれ、その後盛岡南公園を適地として整備を検討することとしておりました。しかしながら、経済情勢の変化や平成11年のインターハイ関連施設の建設に伴い、建設の計画着手が順延しておりましたところでございます。今般のスポーツ推進計画において、できるだけ早期に具体的な整備方針を決定すると明示してお

りまして、市民の皆様のご理解と議会のご了承をいただいたところでございます。

あわせて、施策5、渋民運動公園整備事業につきましては、新市建設計画に基づき地元との合意形成を図りながら渋民運動公園施設の改修整備を行うこととし、総合体育館については、耐震補強工事もあわせて実施することと具体的に明記したところでございます。

なお、3月議会におきまして渋民運動公園内の野球場整備について質問がなされており、市では次のように答弁しているところでございます。渋民運動公園内の野球場を硬式野球が可能な球場として整備できないかについてですが、練習試合程度であれば現状の広さで可能であると考えられますが、硬式野球の大会を開催するためには、周辺の安全確保の面などから、ファウルグラウンドなど広いスペースが必要となり、現在の野球場をそのまま改修することは困難であり、仮に硬式野球の大会開催が可能な野球場として整備する場合には、公園内のほかの施設の整備にも影響を及ぼすものと思われましてと答弁しております。

私からのご説明は以上でございます。

(福田会長) ありがとうございます。ただいま渋民運動公園野球場の関係につきまして市の担当部署から説明をいただいたわけですが、これから皆さんとともに質疑に入りたいと思いますが、ご意見、さらにまたご質問等がございましたらお願いいたします。どうかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 提案者でございますので、会長がおいでにならなくて継続審議と、こういうになっておりました。そうしたら、何と担当の課長さんがおいでになって状況説明と、それはできませんよというご回答を今いただいたようであります。地域協議会とすれば、まだご要望するということが決まっていなかったのであります。情報提供をいただいたところであります。

特にご提案申し上げたのは、盛岡市のスポーツ振興計画、すばらしいですね、本当に。国体を前にして。繋の雫石境に国際規格のサッカー場ができます。昔のひまわり荘、それをセットにして宿泊場にするそうです。これは、非常にサッカーをやる、あるいは県民にとってもすばらしい整備であります。それから、太田のアリーナ、これを多目的ホールにして、新たに年間氷が張っているアイススケート場をつくと。これもすばらしい。それから、今ある太田の鹿妻堰の取り口のところのテニスコート、あれに屋根かけるそうです。締めて約25億。これは、我々この前の地域協議会で満場一致で賛成をしたところであります。ついては、今渋民公園の整備をしているのですよ、4億5,000万円ほどかけて。この際、盛岡広域を見ても硬式野球場ないのではないのと。八幡平にも、岩手町にも、葛巻にも、もちろん盛岡以北にはないわけであります。滝沢にもありません。そうだとすれば、それは都南の南公園も、これは大事だと思います。ぜひ4億2,000万円の整備計画の中にこの計画を盛り込んで、繋や太田のような規格のすばらしい運動場にしてほしいものだなというお願いなわけであります。

これについては、合併特例債を使うわけです。特例債は5年延びるということになっておりましたので、まだ十分時間はあります。当然繋も、先ほどの太田も、あれは合併特例債ですから、生出のエコタウンも4億2,000万円ほどをかけてお願いをしてやっていただくわ

けでありますけれども、これも新市計画の追加なのです。新市計画の追加部分とすれば、我々が知っている限りでは、今の太田と繋と生出のエコタウンなのです。加えて、この運動公園の整備にぜひ市民の野球場を、整備をいただくことになっておりましたけれども、今安全性上問題だと言っていますけれども、隣がずっと田んぼでありますから、10億円ぐらいかかると思いますが、硬式野球場を、盛岡市の広域圏を一つ代表するような、高校野球あるいはプロ野球ができるぐらいのものがあれば、北のほうの我々もスポーツを見る機会、野球を見る機会、スポーツ推進計画に載せて書いてあります中身に大変恩恵をいただくという提案でありました。

会長いなかったもので、少し長くなりましたが、説明をさせていただきました。
以上です。

(福田会長) そういう趣旨のもとに、前回ご協議を賜ったわけでございますけれども、市当局からは今の整備計画について、いろいろと内容等についてお話をいただいたわけでございます。

そういうことで、皆様のご意見等もいただきながら前に進めたいと思いますが、それぞれ皆さんの思いをひとつ出していただければありがたいと思いますが。

はい、どうぞ。

(駒井委員) 1つ質問させてください。

勉強不足で、都南の盛岡南公園の野球施設というのを私知らなかったのですけれども、これは今早期に具体的に整備方針を決定しますというのは、これはゴーで決定するということ、それとももう一回白紙に戻してどうするかという様子なのでしょうか、どうなのでしょう。

(福田会長) はい、どうぞ。

(谷藤課長) お答えいたします。

都南の南公園の野球場の整備でございますが、都南との合併当初の中で、都南地区、東部地区に野球場の整備というふうな計画がございました。その後、施設の適正配置ということで検討いたしまして、南公園のところに天然芝のサッカー場、インターハイのときに建設したものでございますが、ある程度の公園敷地がございまして、それを整備する際に、あわせてそちらのほうにも市営球場にかわる野球場を整備しようという計画が平成5年の段階にでき上がっております。その後、いろいろもろもろな事情がございまして、経済情勢とか、インターハイの施設を優先するということで、施設の計画はございましたけれども、整備に着手できる時間が経過してしまったということで、都南の方々にも野球場の整備というのは既に存じ上げていた計画でございます。

(福田会長) よろしいですか。はい、どうぞ。

(桜委員) 私、前1回目のときかな、駐車場が全く狭いということで、イオンの駐車場を借り

たりしてやっておるようですけれども、これは駐車場を広げるような方向で考えているのでしょうか。

あともう一つは、先ほど来から出ています野球場の整備ですけれども、都南との合併時のあれで、立派な硬式野球場はできないというご意見ですけれども、どの程度まで整備してもらえるものなのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。いろいろ要望、意見をまとめたものはありますけれども、ちょっとわかりかねるところもありますので、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

(福田会長) では、お願いします。

(谷藤課長) イオンの駐車場を借用してというのは、多分啄木ふれあいの里マラソンのあたりは、広域でいろいろ駐車場をお借りしなければ、選手とか一般の方々の対応ができないということで、それはそのとおりでございます。

あと、洪民運動公園内の整備につきましては、今地元の方々との意見交換会の最中ございまして、具体的な方向性はまだ定まっておられません。今後においても、いろいろ地域の方とか、競技団体の方から意見をお伺いする機会を設けたいと思っております。その中で、駐車場を整備するのか、あるいはほかの野球場を整備するのか、陸上競技場を整備するのか、そういうのが具体的に固まっていく段階で、ある程度皆様のご意見をお酌みしながら、どういうふうな運動公園の整備がいいのかということをお伺いしていききたいというふうな形で考えております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(桜委員) 野球場のほうよりも体育館施設のほうに重点を置いているような様子ですけれども、予算もふやさないと、野球場のほうももちろんできないわけでございますので、予算はこれからもちろんふやしていけるということですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(谷藤課長) 第1回目のときに、あらあらでございますけれども、大体4億円ぐらいということでお話ししておきまして、ある程度それが基準になるのかなと思います。ただし、今後の整備の中でどうしても必要な部分というところがあれば、極端な話にはならないとは思いますが、そこをラインとして考えて、どういう整備ができるのかというふうな具体的な話が積み上がった段階で、その予算の部分の検討も加わってくるものかなと思っております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木委員) 市の事務方からすれば、南公園との絡みもあるし、予算の関係もあるし、玉山区に硬式野球場をつくる意味はないのではないかと、こういう言い方をしているわけです。

が、玉山区の地域住民からすれば、硬式野球場をつくったことによって生涯スポーツのために非常にプラスになると、いろんなプレーが見られると、そういう要望なわけですから、地域協議会とすれば、これは要望として申し上げていくと。市議員の方々も要望して、素っ気ない回答をいただいたようではありますが、それはそれとしてご努力をいただいているわけですから、地域協議会としても新市建設計画に追加事業として、前例がありますので、繫、太田が。25億もかけているわけです。これは非常にいいことだと思うのです。我々玉山区住民としても、この際サッカー場というわけにはいきませんので、整備に入っている野球場の硬式化について、会長名で要望をするべきだというふうに私は思います。

以上です。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

今ご提言をいただいた佐々木委員さんからは、そういうような形で当初の運動公園の整備事業関係についてはそのとおりだと。しかしながら、さらに今の新市建設計画の中においての追加というような面もあり得るのだという中身で、要望的にはそういうような形で要望するという地域協議会での意見統一を図れば、それなりに要望してまいらなければならないと思うわけでございますし、市当局がこれにどこまで要望にお応えできるのかということになるわけでございますが、これが可能に近いということになればすばらしいことだと思うし、「いやいや」というような考え方になれば、これまた大変なことになるわけでございますが、その辺の心とすればどの辺にあるのでしょうか、これは。

(佐々木委員) 会長、要望してもだめなのは、今までだってなんぼもありますから。これは、市長に本当に考えてほしいわけです。この残った3年、特例債あと8年、そういった前例が、新市建設計画のプラスがこの教育振興計画の中に持ち込まれて実現をしたわけです。これは我々も大いに賛成をしたところでありますので、運動公園の整備の中に追加事業として新市建設計画に加えるということも、ここ一、二年でご検討をいただきたいという要望をして、何もおかしくないのではないのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(右京委員) 1つ、2つ担当課のほうに伺いたいわけですが、私も前回の会議の際にはこの案件で進行役、議長の役を務めさせてもらった立場にありましたが、それはそれとして、先ほど担当課のほうからの説明の中で、地域懇談会3回開いて、その中でも硬式野球場というような要望もあつたりなんかしているわけですがけれども、現在の市民野球場の整備計画検討する、約4億円という概算の事業費も出しているわけですがけれども、それを今検討中だと。ただ、それを例えばさらに整備の内容を変更する、その際には大きな変更は考えにくい状況だというお話もさっきありました。大きな変更というのは、例えば事業費が倍になるとかというようなことは想定しないという話なのかもしれないし、それからもう一つは盛岡南公園の、これは都南と合併の際の約束もあつて、そちらのほうに今の市営球場を移して硬式野球場という、それが検討されて、市のスポーツ振興計画ですか、その中で決定されておるとい話もありました。いずれ前段私が質問した事業費の大幅な変更、大

幅な増額というというのは考えられないと。それは、やはり内部で今までかなり検討した結果なのか、その辺をどのように捉えておられるのか。そこら辺のところをちょっと伺いたいわけでありませぬ。私たちの協議会の議論でも、前回はそうでありましたし、今回はそうなわけでありませぬけれども、野球場そのものはやはり早急に整備をしてほしいと。体育館もそうですけれども、まず野球場、運動公園整備してほしい、建設計画にのっとってやってほしいという強い要望があるわけでありませぬけれども、さらにという検討の中で地域の要望としてさまざまな要望が今も出ているわけでありませぬから、それらをまとめるような段階に入っている話になるわけですが、したがってその事業費等々について、担当課のほうがどのくらい検討されて、どこまでは無理だとか、そんなような話で先ほど話しされたのかどうか、その辺のところをもう少し教えてほしいというふうに思ひませぬ。

(福田会長) はい、どうぞ。

(谷藤課長) 4億でのという話でございますけれども、合併当初に大体4億ぐらいという考え方がございまして、それを基本的に考えてはいるのですけれども、あそこの施設についてはいろいろな施設がございませぬ。どうしても必要な部分というのは必ず出てくるかと思ひませぬし、あとはまず今現段階でございますけれども、どこをどのようにするというのが具体的にまだ固まっております。その中で、どういうふうな施設に整備したらいいのかというふうな個々の積み上げが必要になってくるかと思ひませぬ。そのときに、どうしても当初の示した金額が基準になるのだらうとは思ひませぬけれども、それを超える場合もあるかと思ひませぬので、そのときについては私どもでもいろいろ検討させていただきたいと思ひませぬけれども、ある程度の基準というところをボーダーラインかなとは思ひませぬ。

(福田会長) よろしいですか。

そのほかございませぬでしょうか。

(なし)

(福田会長) いろいろと協議をいただいておりますけれども、市当局が考えておる整備計画、4億というものがあるわけでございますけれども、これからいろいろと調査、協議する中において、これを上回ることもあり得るということなわけでございますけれども、内容等についても具体的にはまだ示されておらないわけでございますけれども、いずれ整備計画はそれなりであるわけでございますけれども、今協議会といたしましてはさらにもっと近代的な、硬式野球もできるような野球場に整備してほしいというような要望も出されておるわけでございます。いずれにいたしましても、この市民野球場の施設そのものもかなり前のものございませぬから、それなりのやはり公式的な大会が持てるというようなことにはなかなか難しい状況下にあるわけでございます。したがって、今後そういう面をもうちょっと拡大的にこの事業の整備計画を見直しをかけながら、よりよいものにしていただければという我々の願ひなわけでございます。したがって、我々とすれば市当局のこれからの計画にはそのとおりあると思ひませぬけれども、今やっぱり先を見通した場合にはそういうことも想定しなが

ら、充実した施設にしていだきたいというのものもあるわけでございます。したがって、我々とすれば要望というような形になるわけでございますけれども、協議会としては先ほど説明を申し上げたとおりな内容のものでご要望申し上げたいと、そうした中でこれをもとにしながら整備計画についてもさらに上乘せをできるものは十分にしていだきて、よりよい施設をつくり上げていだきたいという思いなわけでございます。

そういうことで、ご提案をいただいた委員さんにもそういうことを考慮しながら、やはり市当局は市当局の考えもあろうと思いますし、我々の要望もそれに近いものが実現できればまことによろしいわけでございますので、この辺を強くお願いをしながら、要望ということで提言していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。ということで、まとめたいと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、自主的審議事項については、今皆さんのご意見を交わしたわけですが、要望として市のほうに上げたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

ここで10分間休憩いたしたいと思っております。

(休憩)

(15 : 25)

(再開)

(15 : 36)

(福田会長) 会議を再開いたします。

6 その他

(福田会長) それでは、6番のその他に入ります。

その他の項について、事務局のほうからお願いします。

(佐々木参事兼総務課長) それでは、事務局のほうから3点ほど皆様にご報告をしたいと思っております。

まず、1点目でございますけれども、お手元のほうに平成25年度の盛岡市玉山区地域協議会視察研修(案)についてお配りをいたしましたので、ちょっとお目通しいだきたいと思っております。これは、例年開催をしておるわけでございますけれども、今年度につきましても全委員さんを対象に今鋭意進めているところでございます。

それで、ちょっと資料のほうを見ていだきたいのですけれども、目的についてはそのとおりでございます。いずれ協議会のほうの活発な活動を推進するためにいろんな県外の先進事例を研修するのだということでございます。

今回は、静岡県浜松市を研修地というふうに考えているものでございます。

選定に当たりましては、当市と同じような編入合併によって地域協議会を設置している

と。その後、地域協議会を解消してやっている事例でございますけれども、そういった経緯があるところでございますので、今後当協議会のほうの運営上にも非常に参考になるものだというふうに思っております。

研修の概要でございますけれども、浜松市は平成17年7月に12市町村が合併をいたして、それぞれ地域自治区を設置をしまして、その区の事務をつかさどる総合事務所を置き、身近な行政事務を行わせると。そして、住民の意見を反映させるために地域協議会を設置をしているというふうなことで、盛岡市と同様の形で平成17年7月に合併をしているものでございます。その後、19年4月に政令指定都市になりまして、その後に地方自治法に基づきます地域自治区を解消いたしまして、記載のような形のものを取り入れているというふうなことでございまして、ちょっとこの辺が私どもの文書だけではわからない部分がございますので、そういった部分のところを研修をして、今の現状がどうなのかというあたりを研修できればいいのかなというふうに思っているところでございます。

あと、(3)以降については、その後にいろんな動きがございますので、ちょっとごらんいただきたいというふうに思います。

実施時期でございますけれども、去年は7月18、19日ということで、長野県のほうに行ってきたわけでございますけれども、今年度につきましては参議院選挙が7月21日の投票が予定をされております。その関係で、今内々に接触を持っているわけですが、浜松市のほうでも選管のほうの事務局を担当しているところがこの地域協議会のほうの担当課ということで、選挙が終わらないとちょっと研修の受け入れはできかねるというふうなお話をいただいておりますので、選挙終了後の早い時期にというふうに考えているものでございます。ですので、早くても7月の末から8月上旬、もしくはお盆明けの8月の下旬あたりの中で調整をさせていただきたいというふうに思っております。ということで、全員対象でございますので、早目に日程を調整いたしまして、皆様方に日程をお示しをしまして、参加を募りたいというふうに思っております。

それから、参考までということで、1泊2日でございますので、浜松市だけではなくて、県庁所在地の静岡市のほうについても視察をしたいというふうなことで、こちらのほうはちょっとまだ具体的な中身の調整までいっていないわけでございますけれども、ぜひ静岡市のほうも視察したいということで、今後具体的な交渉をしてみたいというふうに思っているものでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

事務局の案については、このような案で今進めているということでございますので、後ほどご意見等がありましたらお伺いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、第2点目でございますけれども、次回の地域協議会の開催でございますけれども、7月の下旬を予定をしております。会長と調整の上、後日早目に皆様方にお知らせをしたいというふうに思います。

それから、最後、3点目でございますけれども、本日皆様方のお手元のところに企画調整課から送付されております盛岡市の総合計画、それから新たな事業が追加になっております変更後の盛岡市・玉山村新市建設計画を配付をいたしておりますので、後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。

事務局からは、以上3点でございます。

(福田会長) 事務局から3点ほど皆様方をお願いをいたしたわけですが、何か今説明の中で確認する点がございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

(福田会長) それでは、ぜひとも今年度の協議会の施設研修につきましても、皆さんの参加をお願いを申し上げたいと、こう思います。

それでは、地域協議会の会議のほうは以上で終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

7 閉 会

(萬事務長) それでは、福田会長さん、どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の第46回玉山区地域協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(15時43分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 220)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp